

28日機輸通投第218号
平成28年11月15日

組合員各位

日本機械輸出組合
専務理事 倉持 治彦

EU・日本個人情報保護法コンプライアンスの実務対応セミナー
開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当組合活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、当組合では、ウィルマーヘイル法律事務所 ブリュッセル事務所 弁護士の杉本武重氏、および森・濱田松本法律事務所 弁護士の田中浩之氏をお招きして、EUの一般データ保護規則ならびに日本の改正個人情報保護法へのコンプライアンス実務対応についてご説明をいただくセミナーを開催いたします。

EUでは、本年4月に一般データ保護規則が採択され、2018年5月からの施行に備え、組合員企業においては、その対応に取り組まれていることと思います。

他方、日本においても昨年、個人情報保護法が改正され、①個人情報の定義の明確化、②要配慮個人情報規制の導入、③匿名加工情報規制の導入、④個人情報の第三者提供規制の厳格化（オプトアウト規制の強化及びトレーサビリティ確保）、⑤国境を越えた個人データの移転に関する規制の導入等が行われ、2017年春頃の全面施行が予定されております。

そこで、本セミナーにおいては、EU域外への個人データ移転の規制を遵守するために実務上取らなければならない方法の詳細をはじめとする一般データ保護規則への日本企業の対応状況、並びに日本の改正個人情報保護法の最新情報を踏まえた具体的・実務的な対応策及びAPEC内における越境プライバシールール(CBPR)の可能性等について、お二人のご専門家よりご説明をいただきます。

組合員各位におかれましては、ぜひこの機会をご利用いただき、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

◆日時：平成28年12月21日（水）13：30～16：30（開場13：00）

◆場所：機械振興会館6階 会議室6D-1・2・3（定員120名）

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8（詳しくは以下のURL参照）

<http://www.jspmi.or.jp/kaigishitsu/access.html>

◆講 師：ウィルマーヘイル法律事務所 ブリュッセル事務所 弁護士 杉本 武重 氏
森・濱田松本法律事務所 弁護士 田中 浩之 氏

◆プログラム：「EU・日本個人情報保護法コンプライアンスの実務対応について」

◆参加費：無料（組合員限定）

◆お申込み方法：セミナー参加ご希望の方は、12月19日（月）までに当組合ホームページ
（<http://www.jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm#eu>）からお申し
込みください。
定員となり次第、締切りを繰り上げる場合がございますので、予めご承知おき
ください。

◆キャンセル方法：12月20日（火）までに、下記事務局までご連絡願います。

※受講券の発行はございません。

※セミナー当日は、受付にお名刺をお渡しくくださるようお願いいたします。

以上

ご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡下さい。

日本機械輸出組合 通商・投資グループ 谷口、和田、庫元（くらもと）

Tel 03-3431-9348 Eメール：tohshi@jmcti.or.jp

(ご参考)

1. 本セミナーの背景

2016年11月3日、ドイツのデータ保護監督機関は、ドイツにおける500の企業をランダムに選択しEU域外への個人データ移転の規制の遵守状況について調査を行うことを公表しました(違反企業には30万ユーロ以下の制裁金が科せられる可能性があります)。ドイツのデータ保護監督機関から質問状を受け取られたか否かに関わらず、組合員企業においては、EU現地でのデータ保護法の執行動向にも注意を払うべき状況にあります。

他方、日本においては、改正個人情報保護法の全面施行を間近に控え、日々、政府機関等から新しい情報が発信されており、全面施行への対応を間に合わせるためには、最新の情報をフォローし、具体的な準備を着実に進めていくことが重要となります。

このように、EUと日本において個人情報保護法制の大幅改正の全面施行が迫っており、企業としては、EUと日本における法改正対応を同時並行で進めることが効率的かつ重要です。具体的には、組合員企業の本社の個人情報保護規程を、EUの一般データ保護規則と日本の個人情報保護法の両方の観点から改訂する必要に迫られる場合があるといった事情があります。

そこで、本セミナーにおいては、EU域外への個人データ移転の規制を遵守するために実務上取らなければならない方法の詳細(2016年10月26日に英国のデータ保護監督機関への拘束的企業準則(BCR)の申請を日本企業がプレスリリースで公表した例、標準契約条項(SCC)を使用したデータの越境移転に必要な欧州経済領域の加盟国各国のデータ保護監督機関への事前承認申請や事前通知手続、各国データ保護監督機関へのデータ処理行為の登録手続)をはじめとする一般データ保護規則への日本企業の対応状況、並びにこれらEU規則への対応にあたり、同時に検討すべき日本の改正個人情報保護法の最新情報を踏まえた全面施行に向けた具体的・実務的な対応策及びAPEC内における越境プライバシールール(CBPR)の可能性について、お二人のご専門家よりご説明をいただきます。

2. 講師のご紹介

杉本 武重(すぎもと たけしげ)氏

ウィルマーヘイル法律事務所ブリュッセルオフィス シニアアソシエイト
弁護士(日本国、ブリュッセル弁護士会(アソシエイトメンバー)、米国ニューヨーク州)
2004年3月慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2006年10月長島・大野・常松法律事務所入所。2012年6月シカゴ大学ロースクール法学修士課程卒業(LL.M)、2013年7月オックスフォード大学法学部法学修士課程卒業(Magister Juris)、2013年8月ウィルマーヘイル法律事務所入所、同年9月から同事務所ブリュッセルオフィス・アソシエイト。2015年1月から同オフィス・シニアアソシエイト。現在に至る。EUデータ保護法の分野では、標準契約条項や拘束的企業準則による個人データの越境移転にあたって必要な各国データ保護機関に対する事前通知や事前承認取得手続、EU一般データ保護規則のコンプライアンス対応について依頼者に助言を行っている。

田中 浩之（たなか ひろゆき）氏

森・濱田松本法律事務所 アソシエイト

弁護士（日本国、米国ニューヨーク州）

2004年3月慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2006年3月慶應義塾大学大学院法務研究科卒業、2008年1月森・濱田松本法律事務所入所。2013年5月ニューヨーク大学ロースクール卒業（競争・発明・情報法学修士／知的財産法 集中コース）、2013年9月～2014年8月オーストラリア連邦 シドニー市 クレイトン・ユッツ法律事務所執務、2014年9月森・濱田松本法律事務所東京オフィス復帰。現在に至る。企業の情報管理等のIT・知的財産を主な取扱い分野とする。国内外のクライアントに対して、営業秘密管理、個人情報保護等についてアドバイスを行っており、IT・知的財産法関係の訴訟の代理人も多数務めている。